

平成 2 9 年第 2 回定例会

長生郡市広域市町村圏組合議会会議録

平成 2 9 年 8 月 2 8 日 開会

平成 2 9 年 8 月 2 8 日 閉会

長生郡市広域市町村圏組合議会

平成29年第2回長生郡市広域市町村圏組合議会定例会会議録

平成29年8月28日

1 出席議員

1番	鈴木敏文君	2番	田畑毅君
3番	山田広宣君	4番	中山和夫君
6番	常泉健一君	7番	吉野繁徳君
8番	鶴野澤一夫君	9番	市原重光君
10番	中村義徳君	11番	阿井市郎君
12番	中村秀美君	13番	大多和正之君
14番	大多和秀一君	15番	月岡清孝君
16番	池沢俊雄君	17番	板倉正勝君
18番	松野唱平君		

2 欠席議員

5番 ますだ よしお 君

3 説明員

管理者	田中豊彦君	副管理者	馬淵昌也君
副管理者	小高陽一君	副管理者	林和雄君
副管理者	清田勝利君	副管理者	平野貞夫君
教育長	内田達也君	代表監査委員	白井伸夫君
病院事業者 管理	桐谷好直君	事務局長	伊藤徹君
消防長	高山稔治君	水道部長	石川明君
病務部長	片岡修君	事務局次長 (医療民生課長)	関谷英樹君
消防本部次長 (消防本部警防課長)	東條秀明君	水道部次長	大森茂雄君
事務局副参事 (環境衛生課長)	河野良一君	水道部副参事 (水道部管理課長)	渡辺義一君
事務局局長	手塚和夫君	消防本部長	中村光廣君
消防本部長	丸幸夫君	病務部長	白井康史君
視覚教材 センター所長	伊東和彦君	会計管理者	土屋勉君
温水センター 所長	齊藤精一君	環境衛生 センター所長	丸登美夫君

長南聖苑所長 林 紀 行 君

事務局職員

議 事 局 会 長 今 井 孔 才 書 記 秋 葉 正 人
書 記 石 井 雄 亮

議 事 日 程

平成29年8月28日 午前10時開議

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 副議長の選挙
追加日程 第1 議長辞職の件
追加日程 第2 議長の選挙
- 第 5 常任委員会委員の選任
- 第 6 議会運営委員会委員の選任
- 第 7 承認第1号 専決処分の承認を求める事について
- 第 8 承認第2号 専決処分の承認を求める事について
- 第 9 承認第3号 専決処分の承認を求める事について
- 第10 認定案第1号から認定案第4号の上程説明及び質疑
- 第11 議案第1号 平成29年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1号）
- 第12 議案第2号 長生郡市広域市町村圏組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第3号 消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第4号 千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 第15 議案第5号 監査委員の選任につき同意を求める事について

○議長 おはようございます。

開会に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

本年5月、茂原市議会議員選挙に伴い、組合規約第5条第2項の規定により、議長職議員として鈴木敏文議員が、そして、議会選出議員として田畑毅議員、山田広宣議員、中山和夫議員、ますだよしお議員、常泉健一議員が本組合の議員となりました。今後のご活躍をご期待申し上げます。

次に、地方自治法施行令第145条第2項、並びに地方公営企業法第26条第3項の規定により、平成28年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計継続費精算報告書、並びに平成28年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計予算の繰越計算書について、8月7日付で管理者から調製した旨の報告がありました。先般、議案と一緒にお届けさせていただきましたので、ご了承ください。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により平成28年度公営企業資金不足比率について、8月9日付で管理者から報告がありました。よって、この件につきましても、先般お届けさせていただいたところであります。

この財政健全化に関する報告事項は、この後、審査する決算と連動いたしますものですが、法令に沿って議会報告をした後に、一般に公表されるものです。

書面による報告は、以上であります。

次に、本定例会に説明員として出席通知がありました者の職・氏名は、お手元に配付してございますので、ご了承ください。

なお、副管理者、市原武君から欠席する旨の届け出がありました。

また、ますだよしお君から欠席する旨の届け出がありましたので報告をいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

午前10時00分開会

○議長 ただいまから、平成29年第2回長生郡市広域市町村圏組合議会定例会を開会します。

本日の出席議員は17名であります。定足数に達し、会議は成立いたしました。

先ほど議会運営委員会を開き、今定例会の運営等について協議をいただきましたので、その内容について、議会運営委員会副委員長に報告を求めます。

鵜野澤議会運営委員会副委員長。

○議会運営委員会副委員長（鵜野澤一夫君） おはようございます。

議会運営委員会の報告を申し上げます。

現在、委員長が空席となっていますので、副委員長の私から報告いたします。

本日、午前9時30分から議会運営委員会を開催し、平成29年第2回定例会の日程及び会議の運営方法につきまして協議をいたしましたので、その結果を報告いたします。

お手元に、本定例会の日程、並びに議事日程を配付してございますので、ご覧いただきたいと存じます。

日程第1といたしまして、「議席の指定」を行います。

日程第2といたしまして、「会議録署名議員の指名」を行います。

日程第3といたしまして、「会期の決定」を行います。この会期でございますが、提案されております議案等の内容から察するに、本日1日としたいと思います。

日程第4は、茂原市議会議員選挙によります「副議長選挙の件」です。

日程第5といたしまして、「常任委員会委員の選任」を行います。

日程第6といたしまして、「議会運営委員会委員の選任」を行います。

日程第7、日程第8、日程第9は、それぞれ専決処分の承認を求めるものです。

日程第10、認定案第1号から第4号の上程説明を受けた後、質疑を行います。なお、詳細なる審議は、決算審査特別委員会が設置されることとなりますので、その委員会の中で審議されますよう、お願いしたいと思います。

また、決算審査特別委員会委員につきましては、慣例によりまして茂原市選出議員3名、町村選出議員各1名の合計9名をもって構成し、委員の選出については議会委員会条例第7条第1項により、議長が議会に諮って指名することになります。

日程第11以降で審議していただく案件ですが、議案は5件でございます。この議案5件につきましては、それぞれの上程説明を受けた後、委員会付託を省略し直ちに採決をしていただきたいと思いますと考えております。

これらのうち、人事案件につきましては上程説明を受けた後、委員会付託を省略するとともに質疑と討論をも省略し、直ちに採決するようお願いいたします。

なお、採決の方法は起立によりお願いしたいと思います。

以上のとおり、議会運営委員会といたしましては協議決定を見ましたので、よろしくご協力をお願いいたしまして、報告を終わります。

○議長 ご苦労さまでした。

以上で、議会運営委員会副委員長の報告は終わりました。

本日の議事日程を報告いたします。

日程は、先ほど議会運営委員会副委員長から報告のあったとおりでございますので、ご了承を願います。

日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって議長において指定いたします。1番に鈴木敏文君、2番に田畑毅君、3番に山田広宣君、4番に中山和夫君、5番にますだよしお君、6番に常泉健一君を指定します。

日程第2、会議録署名議員の指名をいたします。

17番板倉正勝君、18番松野唱平君の両名を指名します。

日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は今回提出されました議案の内容と議会運営委員会の意向を尊重し、本日1日としたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日とすることに決定いたしました。

日程第4、副議長の選挙を議題といたします。

茂原市議会議長の交代に伴い、組合副議長が欠員となっておりますので、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思えますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、本職において指名したいと思えますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本職において指名することに決定しました。

副議長に鈴木敏文君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました鈴木敏文君を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました鈴木敏文君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました鈴木敏文君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

副議長の紹介をいたします。

鈴木副議長には、当選承諾のご挨拶をお願いいたします。

○副議長(鈴木敏文君) 皆さん、おはようございます。

ただいま、皆様方のご推薦によりまして副議長という大役を仰せつかることになりました。

もとより、菲才の身でございますけれども、広域行政の発展のため、また、議会の活性化のために努力してまいる所存でございます。これからもひとつよろしく願いいたします。

ありがとうございました。(拍手)

○議長 ありがとうございました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は10時20分といたします。

午前10時12分休憩

午前10時20分再開

○副議長 諸般の事情によりまして、副議長が進行をいたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど休憩中に、議長、月岡清孝君から議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、議長辞職の件を議事日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長 異議ないものと認めます。

したがって、この際、議長辞職の件を議事日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

ここで、地方自治法第117条の規定によって、15番、月岡清孝君には暫時退場をお願いいたします。

(15番 月岡清孝君 暫時退場)

○副議長 お諮りいたします。

月岡議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長 異議なしと認めます。

したがって、月岡清孝君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

月岡清孝君の入場を許します

(月岡清孝君 入場)

○副議長 ただいま議長を辞職いたしました月岡清孝君におかれましては、議長の重責を担い、円滑なる議会運営と広域行政の発展のためにご尽力をいただきましたことに対しまして、心から感謝と御礼を申し上げる次第でございます。

ここで、議長を辞職いたしました月岡清孝君からご挨拶がございます。

○15番(月岡清孝君) 皆様方には円滑な議会運営にご協力いただきまして大変ありがとうございました。

今後は一議員としまして広域行政に尽力してまいりたいと思います。

簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○副議長 ありがとうございます。

ただいま月岡清孝君が議長を辞職いたしました。

これにより、議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、議長の選挙を議事日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長 異議なしと認めます。

したがいまして、この際、議長の選挙を議事日程に追加し、直ちに議長の選挙を行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長 異議なしと認めます。

したがいまして、選挙の方法は指名推選に決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、本職において指名したいと思います、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長 異議なしと認めます。

したがいまして、本職において指名することに決定いたしました。

議長に、大多和正之君を指名します。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました大多和正之君を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長 異議なしと認めます。

したがいまして、ただいま指名いたしました大多和正之君が議長に当選いたしました。

ただいま議長に当選されました大多和正之君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によりまして、当選の告知をいたします。

大多和正之君に、当選承諾のご挨拶をお願いいたします。

○議長 ただいま議長に当選いたしました、白子町の大多和です。議員各位におかれましては、今後とも広域行政の発展のため努力してまいりますので、ご指導よろしくをお願いいたします。

(拍手)

○副議長(鈴木敏文君) ただいま新しく議長が決まりましたので、議長と席を交代いたします。

ありがとうございました。

○議長 会議を続けます。

日程第5、常任委員会委員の選任、並びに日程第6、議会運営委員会の委員の選任を一括議題といたします。

委員の選任は、議会委員会条例第7条第1項の規定によって、議長において指名します。

総務常任委員会委員に、1番鈴木敏文君、5番ますだよしお君、6番常泉健一君。また、企業常任委員会に、2番田畑毅君、3番山田広宣君、4番中山和夫君を、議会運営委員会委員に4番中山和夫君を指名いたします。

お諮りいたします。

以上のとおり各常任委員会、並びに議会運営委員会委員に選任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名したとおり選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は10時50分といたします。

なお、総務常任委員会の方は第1研修室へ、企業常任委員会の方は、第2研修室へお集まりください。

なお、議会運営委員会は、常任委員会の終了後に開会いたします。

午前10時27分休憩

午前10時50分再開

○議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで報告いたします。

休憩中、別室にて各常任委員会が開かれました。

総務常任委員会では委員長の辞任が承認され、新たに月岡清孝君が委員長に承認されました。

また、副委員長に鈴木敏文君が選任されました。

次に、企業常任委員会では、田畑毅君が副委員長に選任されました。

また、議会運営委員会委員では空席でありました委員長の互選があり、中山和夫君が委員長に選任されました。

会議を続けます。

ここで、管理者から挨拶の申し入れがありましたので、これを許します。

管理者、田中豊彦君。

○管理者（田中豊彦君） 平成29年第2回長生郡市広域市町村圏組合議会定例会の開会に当たり、一言、ご挨拶申し上げます。

議員各位におかれましては、時節柄、大変お忙しいところ、本定例会にご出席を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

また、日ごろから広域行政の進展にご指導・ご協力を賜っておりまして、重ねて感謝を申し上げる次第であります。

さて、先ほど議長からご報告がありましたが、本年4月、茂原市での議会議員の改選に伴いまして、5月に行われた茂原市議会第1回臨時会におきまして当組合議員が選出されました。

議長職議員として鈴木敏文議員を初め、議会選出議員として中山和夫議員、山田広宣議員、田畑毅議員が当組合議会議員に就任され、また、常泉健一議員、ますだよしお議員におかれましては、引き続き議会選出議員として当組合議員に就任されました。

6名の議員におかれましては広域行政進展のためご支援・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、組合議員を退任されました深山和夫氏、金坂道人氏、腰川日出夫氏、初谷智津枝氏におかれましては、長年にわたり広域行政伸展のために多大なるご尽力をいただきましたことに衷心より御礼を申し上げますとともに、今後の一層のご活躍をご祈念申し上げます次第であります。

また、先ほど、議長及び副議長の選挙があり、新議長に大多和正之議員、新副議長に鈴木敏文議員が就任されました。両議員におかれましては今後の広域議会の運営にご尽力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、前議長の月岡清孝議員、前副議長の深山和夫氏におかれましては、広域議会の運営の多大なるご尽力をいただきましたことに衷心より御礼を申し上げますとともに、今後も変わらぬご支援をお願い申し上げます次第であります。

さて、ここで行政報告をさせていただきたいと存じます。

まず、環境衛生の関係でございますが、汚泥再生処理センター建設事業と新最終処分場整備事業の進捗状況について申し上げます。

初めに、汚泥再生処理センターの建設事業でございますが、水槽等地下部のコンクリート打ちが完了し、現在、建屋工事が進んでおります。今後は、機器据付工事・配管工事等が行われ、施設の竣工に向け事業を進めてまいります。

次に、新最終処分場整備事業でございますが、エコパーク長生理め立て完了後の新最終処分場建設候補地選定につきましては、本年度、学識経験者や識見を有する方々を委員構成とする「一般廃棄物最終処分場候補地選定委員会」を設置し、委員の意見をいただきながら、多角的・専門的見地からの調査検討を行っており、本年11月には次期最終処分場の候補地を選定する予定で事業を進めてまいります。

今後とも、両事業について機会を捉えて、報告をさせていただきたいと考えております。議員各位におかれましては、ご理解、ご支援をお願いいたします。

次に、消防の入山津分署の移転に伴う（仮称）長生分署建設工事の関係でございますが、現在、工事は最終段階に入っており、8月末をもって竣工の予定となっております。

工事竣工検査の終了後には、通信指令機器の移設を行いまして、9月15日から新庁舎での運用を開始する予定でございます。

今後とも、当分署は地域の消防活動拠点施設として、消火・救急ニーズに対する確な対応を行うとともに、圏域住民の安全を守るため、消防体制の強化に万全を期してまいります。

さて、本定例会におきましては、平成28年度の各会計の決算の認定案を中心に、12案件について、ご審議をお願い申し上げるところでございます。

私からは、平成28年度の各会計における決算につきましての概要を申し上げます。

まず、認定案第1号の一般会計歳入歳出決算であります。歳入総額は65億3,129万円余、歳出総額は63億8,179万円余となり、歳入歳出差引残額は1億4,950万円余となりました。

実質収支も同額でございます。

本案を初め、各会計の決算の認定に当たり、監査委員に審査をお願いし、さまざまなご意見やご指導をいただいておりますので、今後もそれらに十分留意いたしまして、経費節減と適正な業務の執行を図りながら、住民の皆様が安心して暮らせる地域づくりに努めてまいり所存でございます。

次に、認定案第2号の特別会計火葬場・斎場事業費歳入歳出決算であります。歳入総額は1億6,834万円余、歳出総額は1億6,090万円余となり、歳入歳出差引残額は744万円余と

なりました。

今後とも、関係機関と十分連携を図り、適正な管理運営に努めてまいり所存でございます。

次に、認定案第3号の水道事業会計決算であります。給水人口14万4,000人余、給水戸数は6万1,000戸余で、年間給水量は1,929万立方メートル余で前年度に比べ0.4%減少し、また、年間有収水量は1,671万立方メートル余で、前年度に比べ0.6%減少いたしました。

経理状況については、水道事業収益の決算額は48億2,974万円余で、水道事業費用の決算額は48億909万円余となり、当年度純損益は2,064万円余の純利益となりました。

一方、資本的収支につきましては、資本的収入が6億9,380万円余で、資本的支出は15億688万円余となり、資本的収入が資本的支出に不足する額8億1,307万円余は、過年度分損益勘定留保資金等で補填いたしました。

今後とも、水需要に対応した安定供給に努めまして、健全な運営をしていく所存でございます。

次に、認定案第4号の病院事業会計決算であります。業務量で入院患者は年間延べ3万8,300人余、前年に比べ1.3%の増、また、外来患者は8万9,300人余で、前年に比べ1.4%の増となりました。

経理状況につきましては、病院事業収益の決算額は33億9,338万円余で、病院事業費用の決算額は35億1,504万円余となり、当年度の純損益は1億2,165万円余の純損失となりました。

また、資本的収入については資本的収入が2億70万円余で、資本的支出の決算額は3億4,643万円余となり、資本的収入が資本的支出に不足する額1億4,572万円余は、過年度分損益勘定留保資金等にて補填いたしました。

平成28年度は多くの医師の入れ代り等により、入院患者数の増加が見込めず、残念ながら、2年連続の赤字決算となりました。

なお、懸案となっております医師不足の解消でございますが、平成26年度に設置いたしました「医師看護師確保対策室」により努力しているところではあります。しかし、厳しい状況が続いております。

今後とも、健全な運営と、この地域で暮らす人々が安心して、よりよい医療が受けられる病院にしていくために、医師の充足に向けて、国・県等、関係者に強く要請していくとともに、医師確保について鋭意努めてまいりたいと考えております。

以上が、各会計の平成28年度決算の概要となります。その他の議案につきましては、それぞれの担当者から説明をいたしますので、議員各位におかれましては慎重なご審議をい

ただきまして、ご可決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議会の開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願い申し上げます。

○議長 ご苦労さまでした。

以上で、管理者の挨拶は終わりました。

次に日程第7、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

伊藤徹事務局長。

○事務局長（伊藤徹君） 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明を申し上げます。

本件は、職員の勤務時間・休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、去る平成29年3月27日に専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を求めます。

職員の勤務時間等に関しましては茂原市に準じており、茂原市では平成29年第1回議会定例会において所要の改正がなされたことから、当組合といたしましても、その状況に鑑み、同様に実施することといたしました。

組合では、本件についての議会招集について検討したところでございますが、既に第1回議会定例会を終えており、また、茂原市の動向・茂原市議会における議決の日程、並びに施行期日等との関係から、組合議会を招集する時間的余裕がないことが明らかとなったため、専決処分により対応したものでございます。

改正の内容は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴う所要の改正をしたものでございます。

主な内容としては、法改正に伴い、育児または介護を行う職員の対象となる子供の要件に特別養子縁組を前提として、職員が監護している子供などを加えたものでございます。

また、連続する3年の期間内において、1日の勤務時間のうち2時間までの時間について休暇を付与できるよう、新たに介護時間の規定を追加したものでございます。

以上が、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正の専決処分についての概要でございます。

よろしくご審議の上、ご承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長 説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、質疑に入ります。

質疑の回数は、会議規則第56条の規定により、2回までといたします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 なければ、質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決に入ります。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長 起立全員です。

したがって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり可決されました。

次に日程第8、承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

伊藤徹事務局長。

○事務局長(伊藤徹君) 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明を申し上げます。

本件は、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、去る平成29年3月27日に専決処分したので、同条第3項の

規定により、これを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

職員の育児休業等に係る制度等に関しましては、茂原市に倣っており、茂原市では平成29年第1回議会定例会において、所用の改正がなされたことから、当組合といたしましても、その状況に鑑み、同様に実施することといたしました。

組合では、本件についての議会招集について検討したところでございますが、既に第1回議会定例会を終えており、また、茂原市の動向、茂原市議会における議決の日程、並びに施行期日等との関係から、組合議会を招集する時間的余裕がないことが明らかとなったため、専決処分により対応したものでございます。

改正の内容につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、所用の改正をしたものでございます。

非常勤職員に対する育児休業の取得要件を緩和するなどの措置として、非常勤職員で在職期間が1年以上あり、養育する子供が1歳6カ月になる日までに任期が満了しない者について、育児休業を取得できるようにする規定の追加、また、育児休業等の対象となる子の範囲の見直しをしたことなどが主な内容でございます。

以上が、職員の育児休業等に関する条例の一部改正の専決処分についての概要でございます。

よろしくご審議の上、ご承認くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長 説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 質疑はないようですので、質疑を終わります。

次に討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長 起立全員です。

したがって、承認第2号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、承認第3号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

伊藤徹事務局長。

○事務局長(伊藤徹君) 承認第3号、専決処分の承認を求めることについて、ご説明を申し上げます。

本件は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、去る平成29年3月27日に専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

職員の給与に関しましては、茂原市に準じた給与体系をとっており、茂原市では平成29年第1回議会定例会において所要の改正がなされたことから、当組合といたしましても、その状況に鑑み、同様に実施することといたしました。

組合では、本件についての議会招集について検討したところでございますが、既に、第1回議会定例会を終えており、また、茂原市の動向、茂原市議会における議決の日程、並びに施行期日等との関係から、組合議会を招集する時間的余裕がないことが明らかとなったため、専決処分により対応したものでございます。

改正の内容は、一般職の給与水準の適正化を図るための給料月額独自削減につきまして、引き続き平成29年度においても実施するため、所用の改正をしたものでございます。

なお、削減率につきましては、6級以上の管理職は前年度に引き続き2%、その他の職員については1%から0.7%に変更して実施したものでございます。

以上が、職員給与に関する条例の一部改正の専決処分についての概要でございます。

よろしくご審議の上、ご承認くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長 説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 質疑がないようですので、質疑を終わります。

次に討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長 起立全員です。

したがって、承認第3号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、認定案第1号から認定案第4号の上程説明及び質疑を議題といたします。

まず、認定案第1号について、提案理由の説明を求めます。

伊藤徹事務局長。

○事務局長(伊藤徹君) 認定案第1号 平成28年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算について、ご説明いたします。

今回、資料としてお配りいたしております決算の概要で、ご説明をさせていただきます。

1ページをお開きください。

上段の表をご覧ください。

歳入総額は65億3,129万7,248円、歳出総額は63億8,179万2,798円となり、歳入歳出差引残額は1億4,950万4,450円となりました。

実質収支も同額でございます。実質収支額の要因といたしましては、まず、歳入においては予算に対しまして5,944万円余の増額となりました。

使用料及び手数料で、燃えるごみ専用袋手数料やごみ処理手数料等の一般廃棄物収集処理手数料が3,074万円余、財産収入で分割払いとなっている温水センター貸付賃料において、分割回数の変更により、当該年度収入額が増えたことで668万円余、諸収入で資源化物売却代等が1,879万円余の増額が主な内容でございます。

歳出においては、予算に対し、9,005万円余の不用額が生じました。

衛生費で、発電効果による電気料の節減、委託料や工事請負費の入札による経費の減等により4,421万円余、消防費で石油単価の下落等による燃料費、庁舎照明のLED化や北署空調の個別電気化等による光熱水費、ちば消防共同指令センター負担金や新設消火栓の工事費用の削減等による負担金補助及び交付金の減により、1,875万円余の不用額が生じたことなどによるものです。

それでは初めに、歳入の概要についてご説明いたします。

資料の4ページをお開きください。表をご覧ください。

表右下、増減額計の欄ですが、前年度と比較いたしますと、12億1,740万円余、22.9%の増となりました。

その主な要因ですが、繰越金やアルミ等資源化物売却代などの諸収入が減となった一方で、燃えるごみ専用袋の販売枚数やごみ処理手数料の増による手数料、汚泥再生処理センター建設事業や（仮称）長生分署を初めとする消防設備整備に係る国庫支出金や県支出金及び市町村負担金、清掃施設債及び消防施設の整備に伴う組合債等の増によるものです。

歳入の各款の主な内容につきましては、本ページ及び次の5ページに記載してございますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

次に、歳出の概要についてご説明いたします。

11ページをお開きください。上段の表をご覧ください。

表右下、増減額の欄ですが、人件費や補助費等が減となったものの、物件費・維持補修費・普通建設事業費・公債費等が増となり、前年度と比較して11億9,768万円余、23.1%の増となりました。

次に、歳出の科目ごとの主な内容でございますが、6ページにお戻りいただきたいと思っております。

まず、2款総務費でございますが、1項1目一般管理費で、職員17人分の人件費のほか、総務管理に関する各種経費及び普通財産の温水センター浴場棟・プール棟等の管理費用として1億7,888万円余を執行いたしました。

また、4目諸費では1億2,794万円余を執行いたしました。

内容としては、一般廃棄物処理施設建設基金への積み立てや介護認定審査会費と非常備消防費特別負担金を除いた過年度分市町村負担金の一括精算金8,115万円余及び千葉県市町村総合事務組合からの退職手当負担金精算として4,679万円をそれぞれ執行いたしました。

次に、3款民生費でございますが、1項1目介護認定審査会費で、委員の報酬を初め、介護認定審査会に関する各種経費で2,129万円余を、2項1目障害支援区分認定審査会費で、委員の報酬を初め、障害支援区分認定審査会に関する各種経費で675万円余をそれぞれ執行いたしました。

次に、4款衛生費でございますが、1項1目保健衛生総務費で職員4人分の人件費を初め、2次待機病院業務委託及び休日在宅当番医業務委託等で2億2,758万円余を、2目夜間急病診療所費で、夜間急病診療所の医師報酬及び診療事業に関する各種経費で3,908万円余を、それぞれ執行いたしました。また、3目温水センター屋外施設費で、スポーツ運動広場・テニスコート等、屋外施設の維持管理に関する各種経費で1,019万円余を執行いたしました。

次に、2項1目清掃総務費は、職員13人分の人件費を初め、清掃に関する各種経費で8,725万円余を執行いたしました。2目し尿処理費は、職員2人分の人件費を初め、し尿処理施設運転管理業務委託等、施設の運転及び維持管理に関する各種経費で9,122万円余を執行いたしました。

3目可燃物処理費は、職員3人分の人件費を初め、可燃物収集業務委託やごみクレーン油圧バケット更新工事等、可燃物の収集から処理に関する各種経費で9億3,341万円余を執行いたしました。

4目不燃物処理費は、職員2人分の人件費を初め、不燃物収集業務委託や粗大ごみ処理施設補修工事（トロンメル受ローラー更新工事）等、施設の運転及び維持管理に関する各種経費で1億8,031万円余を執行いたしました。

5目最終処分場費は、職員3人分の人件費を初め、佐貫最終処分場とエコパーク長生の浸出水処理施設運転管理業務委託や、エコパーク長生RO装置モジュール交換工事等、施設の

運転及び維持管理に関する各種経費で1億5,771万円余を執行いたしました。

6目資源化推進費は、紙類等収集業務委託等、資源化推進に関する各種経費で1億6,956万円余を執行いたしました。

7目新し尿処理場建設費は、汚泥再生処理センター建設事業に関する経費で10億5,465万円余を執行いたしました。

次に、5款消防費でございますが、1項1日常備消防費は、職員238人分の人件費を初め、消防業務に関する各種経費で18億6,864万円余を執行いたしました。

2目非常備消防費は、消防団員1,465人分の報酬を初め、訓練や出動の手当、また、消防団員の安全装備品整備など、消防団活動に関する各種経費で1億2,073万円余を執行いたしました。

3目日常備消防施設費は、(仮称)長生分署建設事業、水槽付ポンプ自動車や高規格救急車の更新、また、ちば消防共同指令センター負担金及び消防救急無線整備管理費負担金などで4億5,004万円余を執行いたしました。

4目非常備消防施設費は、消防機庫新築1棟、投光器73組の購入、また、消防ポンプ自動車5台、小型動力ポンプ付積載車6台の更新や、消火栓13栓の設置などで2億374万円余を執行いたしました。

次に、6款教育費でございますが、視聴覚教材センター費で職員3人分の人件費を初め、学校及び社会教育用教材等の購入及びセンターの運営に関する各種経費で1,826万円余を執行いたしました。

次に、公債費でございますが、ごみ処理施設の建設費を初め、各施設の整備に係る借り入れ分についての元利償還金で4億440万円余を執行いたしました。

以上が、一般会計歳入歳出決算の概要でございます。

よろしくご審議の上、ご認定くださるよう、お願い申し上げます。

○議長 続いて、認定案第2号について、提案理由の説明を求めます。

伊藤徹事務局長。

○事務局長(伊藤徹君) 認定案第2号 平成28年度長生郡市広域市町村圏組合特別会計火葬場斎場事業費歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

お手元でございます資料、決算の概要の12ページをお開きください。上段の表をご覧ください。

歳入総額は1億6,834万6,414円で、歳出総額は1億6,090万6,087円となりました。歳入歳

出差引残額は744万327円となりました。実質収支も同額でございます。

その概要についてご説明いたします。

13ページをご覧ください。

まず、歳入からご説明いたします。上段の表をご覧ください。

1 款分担金及び負担金は、茂原市・長柄町・長南町からの負担金で、1 億1,196万円余となりました。

開設から18年が経過しており、施設の老朽化に伴い、修繕や大規模改修工事等によりまして、前年度と比較し618万円余、5.8%の増となりました。

次に、2 款使用料及び手数料は4,367万円余となりました。火葬件数の増により、前年度と比較し17万円余、0.4%の増となりました。

次に、3 款繰越金は前年度繰越金で1,245万円余となりました。

次に、4 款諸収入は25万円余で、退職手当負担金精算金、自動販売機の管理収入でございます。

以上が歳入の概要でございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

13ページ、下段の表をご覧ください。

1 款事業費 1 項事業費 1 目聖苑管理費ですが、職員 4 人分の人件費を初め、火葬業務委託や空調機等改修工事等、施設の管理運営に関する各種経費で 1 億5,405万円余を執行いたしました。前年度と比較いたしますと1,681万円余、12.2%の増となりました。

施設の老朽化に対しまして、各種修繕や改修工事を計画的に行っております。平成28年度は、火葬炉制御盤等改修工事や空調機等更新工事等を執行いたしました。

2 目霊柩車管理費ですが、職員 3 人分の人件費を初め、霊柩車の維持管理に関する各種経費で685万円余を執行いたしました。前年度と比較いたしますと33万円余、4.7%の減となりました。

以上が、特別会計火葬場斎場事業費の歳入歳出決算の概要でございます。

よろしくご審議の上、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 続いて、認定案第 3 号について、提案理由の説明を求めます。

石川明水道部長。

○水道部長（石川明君） 認定案第 3 号 平成28年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計決算について、ご説明申し上げます。

決算書では99ページになりますが、決算の概要にてご説明申し上げます。

15ページをお開きください。

初めに、業務量の状況ですが、まず、給水戸数は行政区域内世帯数の増加により、前年度に対して527戸、0.9%増の6万1,616戸で、給水人口は行政区域内人口の減少により、前年度に対して1,152人、0.8%減の14万4,472人となりました。

また、年間総給水量は前年度に対して7万2,735立方メートル、0.4%減の1,929万664立方メートルで、料金収入の対象となります年間総有収水量は前年度に対して9万4,887立方メートル、0.6%減の1,671万5,812立方メートルとなりました。

続きまして、水道事業収益及び費用ですが、こちらは税抜き表示でございます。

水道事業収益は、前年度決算額に対して2,856万4,769円、0.6%減の48億2,974万5,112円となりました。

1項営業収益は、前年度決算額に対して1,077万6,638円、0.3%減の37億6,814万9,890円となりました。その内訳として、1目給水収益は前年度決算額に対して2,053万3,339円、0.5%減の37億1,783万6,942円となりました。減額の理由は、給水人口及び家事用使用量の減によるものです。

2目受託工事収益は、前年度決算額に対して875万7,314円、33.5%増の3,489万2,701円となりました。増額の理由は、構成市町村が実施する下水道事業等に係る配水管切廻し工事の増によるものです。

3目その他営業収益は、前年度決算額に対して99万9,387円、6.9%増の1,542万247円となりました。増額の理由は、消防本部から依頼のありました消火栓BOX交換や、かさ上げ工事の増によるものです。

次に、2項営業外収益は、前年度決算額に対して1,778万8,131円、1.6%減の10億6,159万5,222円となりました。その内訳として、2目給水申込納付金は、新規申し込み件数の減少により、前年度決算額に対して1,825万円、13.2%減の1億2,021万9,000円となりました。

3目市町村負担金は、高料金対策として構成市町村からの負担金で、前年度決算額と同額の4億290万円となりました。

4目県補助金は市町村水道総合対策事業補助金で、3億8,051万8,000円となりました。

5目長期前受金戻入は、補助金・負担金等により取得した資産に係る減価償却費見合い分を収益化したもので、1億4,485万6,223円となりました。

6目雑収益は退職手当積立金等の還付によるもので、1,310万1,999円となりました。

続きまして、水道事業費用についてご説明申し上げます。16ページをお開きください。

水道事業費用は、前年度決算額に対して2,601万2,900円、0.5%減の48億909万5,732円となりました。

1項営業費用は、前年度決算額に対して1,578万8,920円、0.3%減の45億2,693万9,694円で、その内訳として、1目原水及び浄水費は九十九里地域水道企業団へ支払う受水費等で、前年度決算額に対して1億47万6,799円、3.5%減の27億4,831万8,814円となりました。

2目配水及び給水費は、道路漏水による委託料・修繕費等で、前年度決算額に対して5,335万8,527円、15.1%増の4億749万7,575円となりました。

3目受託工事費は下水道事業等に係る配水管切廻し工事で、前年度決算額に対して765万9,500円、32.9%増の3,092万2,500円となりました。

4目業務費は水道料金検針、集金業務委託料等で、前年度決算額に対して253万3,485円、1.0%増の2億5,340万4,157円となりました。

5目総係費は宿日直業務、電算機器保守業務委託料等で、前年度決算額に対して641万315円、4.3%増の1億5,491万6,040円となりました。

6目減価償却費は配水管等の有形固定資産を定額法により算出したもので、前年度決算額に対して1,314万6,225円、1.5%増の8億9,627万3,289円となりました。

7目資産減耗費は前年度決算額に対して23万5,683円、0.9%増の2,516万6,716円となりました。

8目その他営業費用は消火栓維持管理費等で、前年度決算額に対して134万4,144円、14.8%増の1,044万603円となりました。

次に、2項営業外費用は前年度決算額に対して1,064万8,607円、3.7%減の2億7,863万4,115円で、その内訳として、1目支払利息及び企業債取扱諸費は前年度決算額に対して1,112万9,379円、4.5%減の2億3,551万4,848円となりました。

2目雑支出は前年度決算額に対して48万772円、1.1%増の4,311万9,267円となりました。

次に、3項特別損失2目過年度損益修正損は平成22年度の未収給水収益分で、延べ588件、352万1,923円を不納欠損として処理したもので、前年度決算額に対して42万4,627円、13.7%増となりました。

これにより、水道事業収益から水道事業費用を差し引いた平成28年度決算は2,064万9,380円の純利益となりました。

続きまして、17ページをお開きください。

収益的収支決算の状況から算定いたしました経営指標の一つであります、水1立方メートル当たりの供給単価及び給水原価についてご説明申し上げます。

まず、供給単価ですが、これは水1立方メートル当たりの販売単価をあらわしたもので、平成28年度では222.41円となり、前年度に比べ0.03円の増加となりました。

一方、給水原価ですが、水1立方メートル当たりの生産原価をあらわしたもので、平成28年度では276.97円となり、前年度に比べ0.41円の減少となりました。

なお、給水原価のうち、九十九里地域水道企業団へ支払う受水費が原価の54.3%、150.39円分を占めている状況でございます。

以上のことから、供給単価が給水原価に不足する額54.56円分を、高料金対策といたしまして、構成市町村並びに県補助金としてご負担していただいているところでございます。

続きまして、資本的収入及び支出ですがこちらは税込み表示でございます。

資本的収入は前年度決算額に対して1億2,755万8,436円、22.5%増の6億9,380万7,520円となりました。その内訳として、1項企業債1目企業債は老朽管更新事業等に係る建設改良費の財源として借り入れたもので、前年度決算額に対して1億1,250万円、21.6%増の6億3,310万円となりました。

2項負担金1目負担金は新設消火栓工事負担金等で、前年度決算額に対して1,433万6,666円、32.1%増の5,903万9,980円となりました。

3項雑収入1目雑入は負担金工事に係る設計手数料等で、前年度決算額に対して、72万1,770円、76.3%増の166万7,540円となりました。

次に、支出ですが、18ページをお開きください。

資本的支出は、前年度決算額に対して1億603万3,023円、7.6%増の15億688万2,924円となりました。

1項建設改良費は前年度決算額に対して7,886万7,127円、10.2%増の8億5,528万8,031円で、その内訳として、1目消火栓工事費は地下式消火栓を新たに13栓設置したもので、前年度決算額に対して157万6,800円、11.2%減の1,252万8,000円となりました。

2目建設事務費は水道管路更新実施計画策定業務委託等によるもので、前年度決算額に対して373万6,852円、9.3%増の4,383万935円となりました。

3目原水施設費は山之郷浄水場の集中監視制御装置更新工事（第1期）等で、前年度決算額に対して3,182万7,600円、27.5%減の8,374万3,200円となりました。

4目配水施設費は石綿セメント管更新工事等による配水管網の整備で、前年度決算額に対

して9,356万4,367円、15.7%増の6億8,940万8,414円となりました。

5目営業設備費は量水器及び公用車の購入等で、前年度決算額に対して145万2,292円、13.4%減の、935万4,882円となりました。

6目用地取得費は減圧弁施設更新に伴う施設用地として、茂原市真名の土地、627平方メートルを238万2,600円で取得したものでございます。

7目事務所用建物は主に水道部庁舎排水設備改修工事で、1,404万円となりました。

次に、2項企業債償還金1目企業債償還金は、前年度決算額に対して2,716万5,896円、4.4%増の6億5,159万4,893円となりました。

これにより、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8億1,307万5,404円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,678万8,875円、過年度分損益勘定留保資金5億7,198万26円及び当年度分損益勘定留保資金1億8,430万6,503円で補填いたしました。

以上が、平成28年度水道事業会計決算の概要です。

よろしくご審議の上、ご認定くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長 続いて、認定案第4号について、提案理由の説明を求めます。

片岡修病院事務部長。

○病院事務部長（片岡修君） 認定案第4号 平成28年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計決算について、ご説明申し上げます。

決算書では、135ページとなりますが、お手元の決算の概要にてご説明申し上げます。

それでは、決算概要の19ページをごらんください。

初めに、平成28年度の常勤医師数の状況を申し上げますと、前年度末に外科医師2名、整形外科医師1名、耳鼻咽喉科医師1名の、計4名が退職され、4月より内科医師1名、外科医師2名、整形外科医師1名、眼科医師1名の、計5名が新たに採用となり、昨年度と比べ、1名増の19名体制でございました。

経理面では、前年度同様、多くの医師の入れ替わりなどによる影響から、想定した患者数には届かず、赤字決算となりました。

事業面では、C棟の老朽化した冷温水機の取り換え工事を行いました。

また、医療器械機具では全自動尿分析装置などの購入を行っております。

それでは、業務量の状況でございますが、まず、年間患者数についてですが、入院患者数は前年度に対し506人、1.3%増の3万8,372人となりました。また、外来患者数は前年度に対し、1,197人、1.4%増の8万9,369人となりました。

増加の主な要因は、常勤医師が増えた内科と眼科の患者数が増加したことによるものでございます。

続きまして、病院事業収益及び費用ですが、こちらは税抜き表示です。

1 款病院事業収益は前年度決算額に対し9,660万8,014円、2.9%増の33億9,338万7,425円となりました。

1 項医業収益は前年度決算額に対し8,508万4,142円、3.1%増の27億8,895万4,869円となりました。

その内訳として、1 目入院収益は前年度決算額に対し5,151万1,859円、3.2%増の16億8,160万4,389円となりました。増額となった主な理由は、内科患者数の増加によるものでございます。

2 目外来収益は前年度決算額に対し2,143万351円、2.7%増の8億2,670万9,575円となりました。増額となった主な理由は、眼科・内科の患者数が増加したことによるものでございます。

3 目その他医業収益は前年度決算額に対し696万7,932円、5.6%増の1億3,117万2,905円となりました。これは、室料差額収益、公衆衛生活動収益、医療相談収益などで、増額となった主な理由は、公衆衛生活動収益において特定健診患者数が増加したことによるものでございます。

4 目市町村負担金は前年度決算額に対し517万4,000円、3.6%増の1億4,946万8,000円となりました。これは、救急医療の確保に要する経費として繰り出す、繰出基準に基づき、構成市町村からご負担をいただいたものでございます。

次に2 項医業外収益でございますが、前年度決算額に対し1,152万3,872円、1.9%増の6億443万2,556円となりました。

その内訳として、2 目市町村負担金は前年度決算額に対し1,326万3,000円、3.1%減の4億1,037万5,000円となりました。これは、企業債利息、リハビリテーション、小児医療に対する経費等でございます。

3 目補助金は前年度決算額に対し1,215万2,000円、56.5%減の935万5,000円となりました。減額となった主な理由は、県事業である二次輪番病院強化事業が終了したことに伴い、補助金が削減されたことによるものでございます。

4 目長期前受金戻入は前年度決算額に対し3,017万2,479円、43.1%増の1億13万7,195円となりました。これは、補助金・負担金等により取得した資産に係る減価償却費見合い分を

収益化したもので、増加した主な理由は、昨年度導入した電子カルテシステムによるものでございます。

5目その他医業外収益は前年度決算額に対し776万5,556円、14.2%増の6,256万1,534円となりました。これは、医療支援受託料、自動販売機手数料の売上手数料等でございます。

6目売店収益は前年度決算額に対し100万1,218円、4.4%減の2,162万7,800円となりました。

続きまして、病院事業費用についてご説明申し上げます。

20ページをご覧ください。

1款病院事業費用は前年度決算額に対し1億7,386万1,236円、5.2%増の35億1,504万3,548円となりました。

1項医業費用は前年度決算額に対し1億7,118万2,920円、5.3%増の34億386万3,734円となりました。

その内訳として、1目給与費は前年度決算額に対し8,987万8,953円、4.1%増の23億99万1,949円となりました。増額となった主な理由は、常勤医師と看護師の増員によるものでございます。

2目材料費は前年度決算額に対し2,413万608円、5.1%増の4億9,422万2,797円となりました。増額となった主な理由は、高額な薬剤を使用する化学療法の件数が増えたことに伴う、薬品費の増によるものでございます。

3目経費は前年度決算額に対し149万9,649円、0.4%減の3億7,049万7,603円となりました。減額となった主な理由は、前年度に電子カルテシステムを導入したことに伴い、電子機器の保守料等の委託料が増加したものの、消耗備品費・印刷製本費・光熱水費・賃借料などが減額となったことによるものでございます。

4目減価償却費は前年度決算額に対し5,777万5,119円、34.3%増の2億2,612万8,996円となりました。増額の主な理由は、昨年度購入した電子カルテシステムの償却が始まったことによるものでございます。

5目資産減耗費は前年度決算額に対し14万14円、2.6%減の531万7,716円となりました。これは、たな卸資産減耗費と固定資産除却費でございます。

6目研究研修費は前年度決算額に対し103万7,903円、18.3%増の670万4,673円となりました。

次に、2項医業外費用でございますが、前年度決算額に対し267万8,316円、2.5%増の1

億1,117万9,814円となりました。

その内訳として、1目支払利息及び企業債取扱諸費は前年度決算額に対し264万5,228円、13.0%減の1,763万7,774円となりました。これは、企業債9件分の利息でございます。

2目売店費用は前年度決算額に対し93万159円、5.6%減の1,560万618円となりました。

3目雑支出は特定収入に係る消費税の計上によるもので、6,773万1,424円でございます。

4目長期前払消費税勘定償却は消費税の計算において発生する控除対象外消費税額を耐用年数で償却した額で、1,020万9,998円でございます。

よって、病院事業収益から病院事業費用を差し引いた平成28年度決算は、1億2,165万6,123円の純損失となりました。

続きまして、資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。

21ページをご覧ください。こちらは、税込み表示でございます。

1款資本的収入は前年度決算額に対し2億7,596万1,000円、57.9%減の2億70万7,000円となりました。なお、本年度は企業債の借り入れはございませんでした。

1項市町村負担金1目市町村負担金は、企業債元金償還金と建設改良に要する経費として、繰出基準に基づく市町村からの負担金で、前年度決算額に対し808万9,000円、4.2%増の2億15万7,000円となりました。

2項修学資金貸付金返還金1目修学資金貸付金返還金は、勤務年限が足りないなどの返還免除要件を満たさなかった方からの返還金で、55万円となりました。

次に支出ですが、資本的支出は前年度決算額に対し2億9,563万6,813円、46.0%減の3億4,643万2,700円となりました。

その内訳として、1項建設改良費1目資産購入費は医療機器等の整備で、前年度決算額に対し3億2,745万4,400円、80.4%減の8,000万円で、冒頭で述べましたC棟の冷温水機の取り換え工事や全自動尿分析装置のほか、耳鼻科用ファイリングシステム、経皮酸素分圧測定装置、呼吸機能測定装置等、全34品を整備いたしました。

2項企業債償還金1目企業債償還金は前年度決算額に対し4,221万8,587円、20.1%増の2億5,263万2,700円となりました。

3項投資1目その他投資は前年度決算額に対し340万円、19.8%減の1,380万円となりました。これは看護師を目指す学生への修学資金貸付金です。

よって、資本的収入が資本的支出に不足する額1億4,572万5,700円は、当年分消費税及び地方消費税資本的収支調整額40万8,835円、過年度分損益勘定留保資金1億4,531万6,865円

で補填しました。

以上が、平成28年度病院事業会計決算の概要でございます。

よろしくご審議の上、認定くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長 以上で認定案第1号から認定案第4号までの説明が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

午前12時00分休憩

午後 1時00分再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、監査委員に監査報告を求めます。

白井代表監査委員。

○代表監査委員（白井伸夫君） 監査委員を務めております白井でございます。

監査報告を申し上げます。

去る7月21日、組合管理棟第1研修室におきまして、議会選出の大多和委員とともに、平成28年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計、特別会計、水道事業会計及び病院事業会計の各決算と、それから、もう1件は、公営企業であります水道及び病院事業における経営健全性についての審査を行いました。それらの審査の結果について申し上げます。

まず、各会計の決算についてでございますが、決算にかかわる会計帳簿などは、関係法令に基づいて調製されており、各会計の計数は正確で、予算の執行内容も適正であると認められました。

次に、水道・病院事業の経営健全性についてですが、提出されました関係書類を審査いたしましたところ、両事業会計とも資金不足額は生じておらず、資金不足比率は算定されないことから、経営の健全性が認められました。

よって、8月8日付で決算並びに経営健全化審査意見書を管理者に提出したところでございます。

なお、申し添えますと、各会計の決算にかかわる所見と経営健全性審査意見につきましては、審査意見書にとりまとめてございますので、ご覧いただきたいと思います。

以上で監査報告を終わります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

監査報告を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております認定案4件については、質疑終了後、決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、閉会中に審査することにしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、認定案第1号から認定案第4号までは、決算審査特別委員会を設置し、これに付託して、閉会中に審査することに決定いたしました。

認定案第1号から認定案第4号について、これより質疑に入りますが、詳細な質疑については、決算審査特別委員会が設置されますので、その委員会で審査・質疑をお願いすることとし、この場では総括的な質疑を行うということでお願ひいたします。

まず、認定案第1号についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 なければ、認定案第1号の質疑を終わります。

続いて、認定案第2号についての質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長 認定案第2号の質疑を終わります。

続いて、認定案第3号について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長 認定案第3号の質疑を終わります。

続いて認定案第4号について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長 認定案第4号の質疑を終わります。

お諮りいたします。

決算審査特別委員会を設置するに当たり、委員構成は、議会運営委員会の意向を尊重し、茂原市3名、町村1名ずつの計9名の委員をもって構成したいと思ひますが、これにご異議

ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、茂原市3名、町村1名ずつの計9名をもって構成することに決定いたしました。

決算審査特別委員会委員の選任については、議会委員会条例第7条第1項の規定により、議長において指名します。

2番田畑毅君、3番山田広宣君、4番中山和夫君、8番鶴野澤一夫君、10番中村義徳君、12番中村秀美君、14番大多和秀一君、16番池沢俊雄君、18番松野唱平君。

お諮りいたします。

以上9名を決算審査特別委員会委員に指名することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました9名を選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。再開は1時20分といたします。

なお、ただいま選任されました決算審査特別委員会委員の方は第2研修室にお集まりください。

午後 1時 5分休憩

午後 1時20分再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に、別室におきまして決算審査特別委員会が開かれ、委員長及び副委員長の互選がありました。

その結果、委員長に18番松野唱平君が、副委員長に3番山田広宣君が選ばれましたので、ご報告いたします。

日程第11、議案第1号 平成29年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計補正予算第(1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

伊藤徹事務局長。

○事務局長（伊藤徹君） 議案第1号 平成29年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

本案は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,927万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ74億6,690万7,000円にしようとするものでございます。

主な内容でございますが、歳出では、衛生費で佐貫最終処分場法面復旧工事に係る測量設計業務委託の追加、消防費で入山津分署の土地・建物に係る不動産鑑定委託の追加、また、非常備消防の事業変更等。歳入では、事業変更に係る補助金や起債の財源更正などがございます。

では、その概要を歳出から申し上げます。

6ページをお開きください。

4款衛生費2項清掃費3目可燃物処理費で、委託料において入札執行による不用額が見込まれることから、531万8,000円の減額をするものです。

次に、5目最終処分場費は、佐貫最終処分場の浸出水処理施設の南側法面の復旧工事に係る測量設計業務委託として531万8,000円の増額をお願いするものでございます。3目の減額と同額の増額を5目で行うため、4款衛生費では増減は発生いたしません。

佐貫最終処分場の浸出水処理施設の南側法面は、山を切り崩した形状となっており、急勾配の斜面が施設に隣接した状況となっています。平成29年1月に法面の崩落が発生し、倒木等も確認できたため、応急的に復旧工事を実施しましたが、崩落の危険性を排除できませんでした。今後、当施設で集中的な降雨等により崩落が発生した場合、浸出水処理施設の稼働停止や委託職員の人命にかかわることなども予想され、危険を回避する対策が急務となることから、平成30年度に法面復旧工事を行いたく、今回、測量設計業務を実施しようとするものでございます。委託金額は556万2,000円となりますが、入札執行に伴う差金24万4,000円を減額して、5目最終処分場費の補正額は531万8,000円となるものでございます。

続きまして、5款消防費は、1,927万9,000円の減額をしようとするものです。

1項消防費3目常備消防施設費は、長生分署の開設に伴い、現在の入山津分署の土地・建物が不用財産となるため、売却等、財産処分の準備として不動産鑑定委託をしようとするものでございます。当該委託に35万1,000円、また、今年度実施の支援車Ⅱ型整備について、当初は一般補助施設整備事業債を財源として見込んでおりましたが、交付税措置のある優位

な緊急防災・減債事業債が平成32年度まで延長されたことにより、当該事業に起債の事業変更をいたしたことにより、国・県支出金で補助金の変更が生じ、また、高規格救急自動車の県支出金が採択されたこと等により、国・県支出金、地方債、市町村負担金の財源更正をするものです。

次に、4目非常備消防施設費は、長南町で本年度予定していた消防機庫新築1棟が、移転場所の確保ができなかったことにより取りやめ、小型動力ポンプ積載車1台の整備に変更し、また、長生村で消火栓新設1栓を取りやめ、防火水槽1基の撤去工事に変更する要望があったことから12節役務費で4,000円、13節委託料で47万7,000円、15節工事請負費で2,523万9,000円、19節負担金補助及び交付金で120万円を減額し、18節備品購入費で729万円を増額しようとするものです。

また、財源内訳について、県支出金、地方債等を財源とする事業費の減に伴い、更正をするものでございます。

以上が歳出の主な内容でございます。

次に、歳入について申し上げます。

5ページをお開きください。

1款分担金及び負担金1項負担金1目負担金は、1節市町村負担金で消防費の財源更正に伴い、363万7,000円の減額をするものでございます。

負担金の各費目、市町村別の詳細につきましては、10ページから13ページに記載してございますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

次に、3款国庫支出金1項国庫補助金2目消防費補助金は、1,959万3,000円の減額でございます。

当初予算に計上していた支援車Ⅱ型の起債事業の変更に伴い、国庫補助金の対象外となったことから減額するものです。

次に、4款県支出金1項県補助金1目消防費補助金は、975万1,000円を増額でございます。

2節消防防災施設強化事業補助金で、事業中止に伴い消防機庫1棟への補助金が減額となりましたが、支援車Ⅱ型、高規格救急自動車、小型動力ポンプ付積載車について補助採択となり、増額するものでございます。

次に、9款組合債1項組合債2目消防施設債1節消防施設整備債は、事業の変更等により580万円を減額するものでございます。

次に、3ページにお戻りください

第2表の地方債補正でございます。

消防施設整備事業の起債限度額を2億5,670万円に減額するものでございます。

以上、議案第1号についてご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件については、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、質疑を許します。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 討論を終結します。

これより採決します。

議案第1号 平成29年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計補正予算(第1号)を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長 起立全員です。

議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第2号 長生郡市広域市町村圏組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

伊藤徹事務局長。

○事務局長(伊藤徹君) 議案第2号 長生郡市広域市町村圏組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明を申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を認識するための利用等に関する法律の一部改正の施行に伴い、改正内容に即した文言の整理及び条ずれに対応するため、所要の改正をしようとするものでございます。

以上、議案第2号についてご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご可決くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長 ご苦労さまでした。

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件については、議会会議規則第37条第2号の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、質疑を許します。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 討論を終結します。

これより採決をします。

議案第2号 長生郡市広域市町村圏組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長 起立全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第3号 長生郡市広域市町村圏組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高山稔治消防長。

○消防長（高山稔治君） 議案第3号 消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、入山津分署が新庁舎に移転することに伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

改正の内容につきましては、次頁の新旧対照表をご覧くださいと存じます。

分署の位置を長生村宮成2579番地1に、名称を長生分署に改正しようとするものです。

また、別表第2中「入山津分署」を「長生分署」に改正しようとするものです。

なお、条例の施行日は、9月15日に設定しようとするものです。

工事竣工検査完了後、現行分署から通信指令機器の移設を9月13、14日の両日で行い、9月15日から長生分署として指令業務を切りかえ、移転開設しようとするものです。

以上、議案第3号についてご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご可決のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 ご苦労さまでした。

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件については、議会会議規則第37条第2号の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、質疑を許します。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 討論を終結します。

これより採決をします。

議案第3号 消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正についてを原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長 起立全員です。

したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第4号 千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

伊藤徹事務局長。

○事務局長(伊藤徹君) 議案第4号 千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、ご説明を申し上げます。

本案は、軽自動車税の賦課徴収に関する申告書の受付事務を、千葉県市町村総合事務組合の共同処理事務に追加するため、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約を制定することについて、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案第4号についてご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長 ご苦労さまでした。

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件については、議会会議規則第37条第2号の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、質疑を許します。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 討論を終結します。

これより採決をします。

議案第4号 千葉縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉縣市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長 起立全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第5号 監査委員の選任つき同意を求めることについてを議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定によって、11番阿井市郎君については、暫時退場を願います。

(11番 阿井市郎君 暫時退場)

○議長 提案理由の説明を求めます。

管理者、田中豊彦君。

○管理者(田中豊彦君) 議案第5号 監査委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、議会選出の監査委員でございました大多和正之氏が、平成29年8月27日をもって退任されたことに伴いまして、その後任に、組合議員であります、阿井市郎氏を監査委員に選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

阿井氏は、広域行政に精通され、監査委員に適任であると考えますので、議員各位の賛同をお願いする次第でございます。

なお、退任されました大多和氏におかれましては、監査委員として組合運営に多大なるご尽力を賜りましたことに、衷心より御礼を申し上げます。

以上、提案理由をご説明申し上げます。

よろしく願い申し上げます。

○議長 ご苦労さまでした。

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件については、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

本案は、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

採決いたします。

議案第5号 監査委員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(同意者起立)

○議長 起立全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

阿井市郎君の入場を認めます。

(11番 阿井市郎君 入場)

○議長 11番阿井議員にお知らせいたします。

監査委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

監査委員の紹介をいたします。

阿井監査委員よりご挨拶をお願いいたします。

○11番(阿井市郎君) ただいま、議員各位のご推挙、ご同意をいただきまして、監査委員を務めることになりました、阿井でございます。

皆様のご支援、ご協力をいただきまして、務めてまいりますので、よろしくご指導をいただけますようお願い申し上げます。これからの皆様のご協力をお願い申し上げます、就任の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

○議長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日の会議に係る会議録の調製に当たり、字句、その他細部の整理を要するものについて

は、会議規則第43条の規定によって議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

これをもって、平成29年第2回長生郡市広域市町村圏組合議会定例会を閉会いたします。
ご苦労様でした。

午後 1時44分閉会